

岩手県医療局管理規程第8号

医療局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月25日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局代決専決規程の一部を改正する規程

医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定病院 医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第28項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院をいう。</p> <p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病院における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>院長 診療部、<u>中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医</u></td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	院長 診療部、 <u>中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医</u>	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定病院 医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）<u>第4条第25項第24号</u>の表の左欄に掲げる病院をいう。</p> <p>(代決)</p> <p>第3条 決裁権者が不在のときは、次の各号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決し、決裁権者、第1順位者及び第2順位者が不在のときは、当該区分に従い第3順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 病院における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>院長 診療部、<u>診療支援部、中央手術部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部、中央病院以外の病院の診療科等（組織規程第3条第2項に規定する診療科等をいう。以下同じ。）</u>、<u>診療支援室、医療安全管理室、感染管理室、地域医療福祉連携</u></td> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	院長 診療部、 <u>診療支援部、中央手術部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部、中央病院以外の病院の診療科等（組織規程第3条第2項に規定する診療科等をいう。以下同じ。）</u> 、 <u>診療支援室、医療安全管理室、感染管理室、地域医療福祉連携</u>	[略]	
決裁権者	代決権者																		
	第1順位者	第2順位者																	
院長 診療部、 <u>中央放射線部、中央手術部、中央検査部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部並びに地域医療福祉連携室、中央病院以外の病院の診療科及び診療科等、医療安全管理室、感染管理室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医</u>	[略]																		
決裁権者	代決権者																		
	第1順位者	第2順位者																	
院長 診療部、 <u>診療支援部、中央手術部、救急医療部、地域医療支援部、医療研修部、医療情報管理部、業務企画部、医療安全管理部、感染管理部及び災害医療部、中央病院以外の病院の診療科等（組織規程第3条第2項に規定する診療科等をいう。以下同じ。）</u> 、 <u>診療支援室、医療安全管理室、感染管理室、地域医療福祉連携</u>	[略]																		

師事務支援室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務
[略]
[略]

(3) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 [略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 組織規程第5条第4項及び第5項の表の左欄に掲げる職にある職員（医師及び歯科医師の職にある職員を除く。）及び同条第6項の表の左欄に掲げる職にある職員の任免、昇給及び昇格に関すること。

(2)～(9) [略]

[略]

3～5 [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第28項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。

(1) 職員（医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、栄養管理室長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床心理科長、看護部長及び総看護師長に限る。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(2)～(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第28項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第7号及び第8号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第28項第24号の表の右欄に掲げ

室、地域生活支援連携室、診療情報管理室及び医師事務支援室並びに救命救急センター（以下「診療部等」という。）の所掌する事務
[略]
[略]

(3) [略]

(室長、総括課長及び担当課長等の専決事項)

第8条 [略]

2 職員課の分掌事務につき、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 組織規程第5条第6項及び第7項の表の左欄に掲げる職にある職員（医師及び歯科医師の職にある職員を除く。）及び同条第8項の表の左欄に掲げる職にある職員の任免、昇給及び昇格に関すること。

(2)～(9)

[略]

3～5 [略]

(病院の長の専決事項)

第9条 病院の長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の長にあつては、第7号及び第8号に掲げるものを除く。

(1) 職員（医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長、臨床心理科長、看護部長及び総看護師長に限る。）の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(2)～(12) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の長は、組織規程第4条第25項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る前項第7号及び第8号に掲げる事項を専決することができる。

3 [略]

(事務局長の専決事項)

第11条 事務局長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げ

る病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号、第11号、第13号及び第20号に掲げるものを除く。

(1)・(2) [略]

(3) 職員（医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、栄養管理室長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長及び臨床心理科長並びに第12条第1号に規定する職員以外の職員に限る。次号において同じ。）の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4)～(11) [略]

(12) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程第4条第28項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「診療契約利用料等」という。）の徴収を除く。

(13)～(22) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第28項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号、第11号、第12号（診療契約利用料等に係るものに限る。）、第13号及び第20号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

（薬剤部長等の専決事項）

第12条 薬剤部長及び看護部長並びに特定病院、久慈病院及び南光病院の薬剤科長、診療放射線技師長、臨床検査技師長及び総看護師長（以下「薬剤部長等」という。）が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

る病院の事務局長にあつては、第6号、第7号、第9号、第11号、第13号及び第20号に掲げるものを除く。

(1)・(2) [略]

(3) 職員（医師、歯科医師、薬剤部長、薬剤科長、事務局長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、リハビリテーション技師長、臨床工学技師長、栄養管理科長及び臨床心理科長並びに第12条第1号に規定する職員以外の職員に限る。次号において同じ。）の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。

(4)～(11) [略]

(12) 利用料、使用料、手数料、固定資産及び不用品の売払代金その他の収入金を徴収すること。ただし、組織規程第4条第25項第24号の表の右欄に掲げる病院の事務局長にあつては、診療契約に係る利用料等（別に定めるものを除く。）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の規定に基づき控除することとされているもの（以下「診療契約利用料等」という。）の徴収を除く。

(13)～(22) [略]

2 前項に定めるもののほか、特定病院の事務局長は、組織規程第4条第25項第24号の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる病院に係る前項第6号、第7号、第9号、第11号、第12号（診療契約利用料等に係るものに限る。）、第13号及び第20号に掲げる事項を専決することができる。

3・4 [略]

（薬剤部長等の専決事項）

第12条 薬剤部長及び薬剤科長（高田病院、東和病院、大東病院、大槌病院及び山田病院（以下「高田病院等」という。）の薬剤科長を除く。）、看護部長及び総看護師長、診療放射線技師長及び臨床検査技師長（高田病院等の診療放射線技師長及び臨床検査技師長を除く。）、リハビリテーション技師長（特定病院、中央病院及び久慈病院（以下「特定病院等」という。）並びに南光病院及び千厩病院のリハビリテーション技師長に限る。）、臨床工学技師長（特定病院等の臨床工学技師長に限る。）並びに栄養管理科長（特定病院等及び南光病院の栄養管理科長に限る。）（以下「薬剤部長等」という。）が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。